

第11回流山市子ども・子育て会議 会議録

日時

平成26年10月17日（金）午前9時30分～11時30分

場所

流山市役所 第2庁舎 3階 301会議室

出席委員

柏女会長、田中副会長、水落委員、古宿委員、櫻庭委員、小川委員、
竹内委員、鈴木委員、藪本委員、相馬委員、仲宗根委員、吉川委員

欠席委員

岡本委員

事務局

子ども家庭部 宮島部長、石井課長

子ども家庭課子ども政策室 熊井室長、中山主事、橋爪主事

関係課

学校教育課 宮田係長 マーケティング課 河尻報道官

傍聴者

0人

議題

資料

配布資料一覧

資料1 第11回流山市子ども・子育て会議次第

資料2 子どもをみんなで育む計画（流山市子ども・子育て支援総合計画）
第3次案

資料3 答申書（案）

議事録

(事務局)

定刻となりましたので、只今から、第11回流山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日の会議につきましては、委員13名中12名の出席となっておりますので、本会議が成立していることを申し上げます。

本日の会議は、お配りしました資料1「第11回流山市子ども・子育て会議次第」に基づきまして進めさせていただきます。本日は、お配りしている資料2「子どもをみんなで育む計画（流山市子ども・子育て支援総合計画）第3次案」、資料3「答申書案」についてご審議をいただく予定です。

本日の会議では、計画書、答申書に対する前回からの修正箇所を説明させていただき、会議終了後に市長への答申をいただくこととなります。限られた時間の中ではございますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。それではここから議事に移りますので、柏女会長に進行をお願いします。

(柏女会長)

皆さん、こんにちは。秋にかけて、とてもタイトな日程で進めさせていただきました。台風の関係で日程が変更になるなど、日程をやりくりにご苦労をおかけしましたが、お集まりいただき、ありがとうございます。今後、晴れ晴れと答申書を市長にみんなで手渡すことが出来るように、限られた時間ですが、頑張っていきたいと思っておりますので、御協力よろしく申し上げます。

それでは、本日の議題に入りたいと思っております。大きくは、計画の第3次案について、一部修正やご意見を頂戴して御承認をいただくことと、市長に答申書を渡しますので、その答申案についてのご意見をいただくことが、本日の議題となっております。

前回会議において主な意見をいただき、修正を加えたものを答申案とすることで整理させていただきました。本日は計画の第3次案と答申書についてということになりますが、修正箇所の説明を頂戴し、次に答申書について審議していきたいと思っております。それでは計画の第3次案及び答申書案について事務局から説明をお願いします。

第10回目ということで、今、課長さんからお話がありましたように、きょうが言ってみれば実質的な審議の最後という形になります。もちろん次回に微修正

等を行うことも可能ではありますが、ぜひ今日の段階でさまざまなご意見などを出していただければと思います。前回も活発なご意見をちょうだいしまして、事務局で精力的にこの答申案、それから第2次案のおまとめをいただきました。皆さま方から頂いたご意見のかなりの部分、ほとんどといってもいいかもしれませんが反映をさせていただいて、いよいよこれからこの第2次案と答申書について、答申の付帯意見を付けていきたいと思っておりますので、皆さま方からのそうしたご意見も今日はちょうだいをするということにしていきたいと思っております。

それでは、修正されました、第2次案について、まずはご説明をいただいて、そして各章ごとにご意見を賜っていくという形にしていきたいと思っております。そして、その後、答申案についてのご意見をちょうだいするという流れで、11時半までには終了させていただきたいと思っております。

それでは事務局のほうから、第2次案についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

《説明》

(柏女会長)

ありがとうございます。前回、出た意見を踏まえ、検討中のものを含めて、併せてご説明をいただきました。

それでは、各章ごとに意見を聞きたいと思っております。まず、全体の構成を先にやりましょうか。全体の構成については、何かご意見はございますか。市民の方々にもう少し親しみやすい名称に変えてはどうかというご意見が前回あり、それに基づいて、「流山市子どもをみんなで育む計画」という形に変えて、そして副題として、子ども・子育て支援の事業計画と、それから次世代育成支援行動計画を合わせもった計画だという意味で、「子ども・子育て支援総合計画」というふうに名称を変更する予定ということです。あと、第1章から資料編までの章立ては変わりませんが、内容については少し変更がございましたが、全体の構成については何か、今の段階でご意見はありますか。よろしいでしょうか。各論を見た上で、また最後に全体を見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず第1章について、何かご意見がございましたら、お願ひをしたいと思います。

私のほうから、字の間違いだけです。もうお気づきになるかもしれませんが。7ページの3です。子ども・子育て支援が「緯線」となっているので、これを支援に訂正していただければと思います。ほかは何かございますか。

(田中副会長)

理念のところを昨年の部会で話したときに、みんなというのは幅が広いということで、みんなというのを地域に変えたのです。その辺りは、私はみんなでもいいかなとは思いますが、流山市の子どもを地域ではぐくむ計画なのか、みんなではぐくむ計画なのか、もしくは市民というのものもあるのかなとは思ったのですが、ほかに皆さんご意見があれば、伺いたいなと思っています。

(柏女会長)

いかがでしょうか。恐らく理念のところ、35 ページの一番下に、市民、地域、企業、行政と、それぞれが役割を担うということを考えると、地域だけではないので、企業の中には、流山市に住んでいない市民の方も、流山市内の企業に勤めているだけの方もいるので、そういう意味では、市民、地域、企業、行政、流山市内に住んでいない流山市の職員は結構いると思いますが、そういうことを含めると、それぞれがみんなということで使ってもいいのかなというようには思いました。

(岡本委員)

例えば、この最初の流山市子どもをみんなではぐくむ計画の、この流山市というのは、下に流山市と出ているのだが、やはり入れないといけないのでしょうか。

(柏女会長)

これはどうですか。

(事務局)

基本的には、まず法律が前提にございます。そこで各自治体に策定を求められています。そうすると、各論としまして、自治体としましては、タイトルには必ず流山市と入れていくことは、条例等でも同じなのです。ですから、これは定番ということでご理解をいただければと思います。

(田中副会長)

流山市の子どもという意味ではなくて、流山市で子どもをみんなではぐくむ計画ですよ。

(柏女会長)

流山市の子どもをみんなということです。いかがでしょうか。

(事務局)

検討材料として考えられるのは、副題のほうが、実は国から求められているタイトルなのです。例えば、子ども・子育て支援実施計画を策定することという、法律上は位置付けがございます。したがって、上の表題の流山市を取って、下の副題のほうに、「流山市子ども・子育て支援総合計画」と入れることは問題ないかなという気がいたします。

(柏女会長)

よろしいですか。事務局から建設的なご提案をいただきました。

「子どもをみんなで育む計画」という形にさせていただいて、副題を、「流山市子ども・子育て支援総合計画」とし、行政的にはもちろん名前ですけど、市民にわかりやすく、名称は「子どもをみんなで育む計画」という形にします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、名称についてはそのようにして、審議会の提言ですので、まだこの後いろいろ手続き等もあるわけですので、そこで意見が変わるかもしれませんが、われわれとしてはこの名前でいきたいということで、答申のほうを考えたいと思います。

それでは、少し戻りましたが、1章についてはいかがですか。

(仲宗根委員)

第1章の1の計画策定の背景と目的というところは、主に幼児教育とか、保育といったところをベースに書かれているかと思います。私の認識違いであれば申し訳ないですが、この総合計画というのは、次世代も踏まえているのですか。

(柏女会長)

そういうことです。

(仲宗根委員)

流山市の現状が、今は小さい子たちが多からということで、それを書いているかと思うのですが、次世代の大きくなった子たちの教育の質といったものはほとんど入っていませんが、それでも大丈夫なのかと思いました。

(柏女会長)

大切なご指摘であります。もともと事業計画で、子ども・子育て支援事業計画はいわば就学前、あるいは学童ぐらいまでを中心にしてきたので、そちらを全部書いてしまって、4ページ以降の子ども・子育て支援新制度の概要という形にな

っていますので、それになってしまったのではないかと思います。ここは次世代の計画を総合していますので、事務的にですが、言っていただいたほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

総合計画というタイトルで、ここの策定に当たってというところで、なぜ総合計画と位置付けたのか、その説明に触れられていません。仲宗根委員がおっしゃっていただいたような背景があると思いますので、その部分の加筆をしたいと思います。

(柏女会長)

分かりました。それでは、今、仲宗根委員からとても貴重なご意見をちょうだいしました。計画策定の背景の目的のところ、総合計画にした理由と、それから次世代計画部分も入っていますので、教育関係とか、思春期の問題とか、そうしたことも、あるいは障がいの問題も含めて、すべて入れていくという形になるかと思います。

それから4ページのところ、関連性です。2番です。これは恐らく行政のほうでは、子ども・子育て支援制度というように、今はまだ施行前なので、施行されたときには、子ども・子育て支援制度という言い方を、確かするのではないかと思います。基本指針には支援制度というのがあり、子ども・子育て支援制度というようには確か書いていたと思います。新制度という文言をこのほか使っているものがあれば、ご確認いただいた上で、新を削除していただくということがいいのかなと思います。ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

では、3ページ、4ページ、5ページ、6ページのところについては、次世代計画を盛り込んだ形で、全体的に修正をするということをお願いをしたいと思います。この部分は新しく入るものではなくて、事務的に修正していただくということで可能だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

7ページ、8ページは大丈夫ですね。先ほど名称の変更をお出ししましたので、その名称の変更に伴う部分のご修正もよろしく願いいたします。

それでは、第2章についてです。第2章についてはいかがでしょうか。最初に11ページのところで、全体の流山市の特徴を入れた上で、数字で、かつ説明も入れていったということになるかと思います。ただ、一部、数字が入っていないところは、これはまだ待っているということによろしいでしょうか。例えば20ページの婚姻数、婚姻率の推移などについては、まだ数値が入っておりませんが、これらについては新しい数値待ちということで空欄にしてあるということです。22ページまででのご意見がございましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

(田中副会長)

15 ページの中で字が抜けています。3 の母の年齢別出生数。

(柏女会長)

ここはなぜ待っているのですか。それとも記入もれですか。③の2行目です。

(事務局)

25 年度の数値が、今後、出る形になりますので、それを見た上での表現をさせていただきます。

(柏女会長)

分かりました。ここも数字待ちですね。流山市は合計特殊出生率が高いのですね。やはり子育て世帯が流入してきているということを如実に示しているのですね。

私のほうから1点よろしいでしょうか。18 ページと19 ページの年齢別労働力率の推移のところですか。これをグラフにできませんか。そうすると、きれいなM字カーブになります。特に流山と全国と千葉県を比較しますと、流山はきれいなMになるのではないかと思います。

ということは、お子さんが生まれると、流山市では仕事を辞めて、そして新たにまた仕事をされるという方が多いという結果が如実に分かります。つまり赤ちゃんが生まれると、仕事を辞める人が多い市ということになりますと、今後、全国的には今、上がっていつていますので、辞めない人が増えていつていますので、流山市もそういう傾向が高くなるということは、保育ニーズが今後かなり高まる可能性が高いということがわかりやすいので、そういう意味ではM字カーブをグラフでできませんか。

(事務局)

追加できるよう調整したいと思います。

(柏女会長)

流山市の平成22年のところを見ていただきますと、35歳から39歳までの労働力率が59.9パーセントです。千葉県が63.1パーセントです。全国で64パーセントということですので、流山市は働いていない人が、千葉県や全国に比べると、多いということです。そういう意味では、出産後、仕事を辞める人が多いということも言えるのかなということでございます。

男性のほうはそう変わらないのだらうと思います。男性は 18 ページですね。この表は少し分かりにくいので、調整いただければと思います。お願いします。ほかはいかがでしょうか。

(水落委員)

お気付きかもしれないですが、21 ページの (2) 待機児童数の 4 歳は、数字にゼロが入るのではないですか。

(事務局)

こちらのほうを確認したのですが、4 歳と 5 歳が細かく示されているデータがありませんでしたので、今回の案では 4 歳と 5 歳を合計したような数値になっています。もう 1 度確認はしたいと考えております。できれば、年令別に修正して次回までにお示ししたいと思っております。

(柏女会長)

分かりました。もしなかったら、4 歳と 5 歳の間のところに、数字があったほうがいいですね。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。

(柏女会長)

本当にありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、第 3 章に入りたいと思います。次世代育成支援後期計画です。後期計画の評価です。後期計画を踏まえて、この計画がありますということをお示しするためのものです。25 ページのところに総合評価を入れてもらって、そして各論の評価に入っていきます。何かございましたら、お願いをしたいと思います。委員の中で、後期計画の策定に参画された方がいらっしゃいましたか。

(田中副会長)

数年前に参画といいますか、審議会という形ではありませんでしたが。

(柏女会長)

どうですか。

(田中副会長)

27 ページの子育て IT 広場というのは、前もその話があったかどうかと思っているのですが、これは何でしょうか。

(柏女会長)

文章の 3 行目の子育て IT 広場。

(田中副会長)

そうですね。未実施の中の C 評価となっています。計画にあったかどうか覚えてはいません。

(事務局)

こちらのほうは、次世代の計画の 52 ページをご覧ください。読み上げますと、事業内容としては、「子育てへの不安や悩みを少しでも解消するために、インターネットを活用し、自宅で情報の交換や相談が受けられるよう、子育て支援のホームページ、子育て IT 広場の充実を図ります」という内容になっております。相談等はインターネットよりも面談の人数と実施の見込みが高いので、実施実績がありませんでしたので、今回の計画案ではこちらは削除させていただいております。

(柏女会長)

よろしいですか。情報はいろいろあるのですが、相談はフェイス・トゥ・フェイスのほうがいいということですね。

(田中副会長)

相談はフェイス・トゥ・フェイスのほうがいいですよ。ニーズ調査のところ、結構、情報がバラバラになっていて、もう少し詳しく分かりやすいものはないかというような意見がかなりあったかと思うのですが、そういうものはこの計画にはないのですか。

(事務局)

子育て情報の提供については、1 番のほうの事業で、事業としては見込まれています。そこで推進をしていきたいと考えております。

(田中副会長)

どこに書いているのですか。

(柏女会長)

1、子育てを支援する地域づくりの①ですか。

(事務局)

はい。その事業番号 1 番の「子育ておよび家庭教育の情報の提供」の中で、「紙媒体を含む、ホームページの活用を推進していきたい」ということで記載しております。1 番の事業のほうで拡充できるように推進したいと思っております。

(田中副会長)

ここはぜひ頑張ってほしいところなのです。

(事務局)

この間、相馬委員のほうからも前回の会議が終わった後、メールでちょうだいしました。ワークショップでもそうなのですが、やはり情報発信をしているだけでは、これは駄目なのです。では、どのような情報発信をしていって、お母さん方にどんな情報を共有していけばいいのか。その媒体として、取りあえず、今はネットを使ってはいるのですが、既存のネットのやり方では駄目だと思うのです。

ほかの市でやっていますのは、例えばネットを介して、リアルタイムで情報が更新できるような仕組みになっており、それを会員になった方がリアルタイムで見られるような情報といったものも考えていかなければいけないのではないかと思います。

(田中副会長)

情報が少ない感じがします。欲しい情報があまりないといいますか、もう少し細かいところを知りたいのです。要するに、それを整備することによって、各幼稚園や保育園への余計な問い合わせが減ることだと思うのです。言葉は悪いのですが、ここをもう少しましなものを作っていただきたいのです。

(事務局)

具体的にそれは考えていかないといけないと認識はしています。

(田中副会長)

お願いします。

(事務局)

補足です。73 ページの第 5 章のほうに、ワークショップの結果を踏まえて、重点事業として、子育ておよび家庭教育情報の提供を盛り込ませていただきました。仕組みについては検討中ですが、重点的に取り組んでいきたいとは考えております。

(柏女会長)

73 ページの子育てを支援する地域づくりの中の 1 が、子育ておよび家庭教育情報の提供、こちらですか。

(事務局)

はい。

(柏女会長)

これが重点事業として書いてあるということです。

(事務局)

各施策に、今回、星印で重点施策と位置付けさせていただいています。まだ具体的な方策は盛り込めていません。構想はあるのですが、もう 1 歩具体的なものにまだ踏み込めていません。ただし、今後、この計画の推進の中で事業を充実していきたいと思います。こういう表示のものが星印だと認識していただければと思っております。

(柏女会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。場合によって、後で答申の中に、そうした重点事業についても、ここの中でぜひ必要だということで出たものについては盛り込んでいくことも考えられます。後の議論のほうで、また話していきたいと思います。そのほか、第 3 章についてご意見はよろしいでしょうか。

それでは、第 4 章についてはいかがでしょうか。

(小川委員)

基本目標の 4 のところですが、子どもの安全を守る生活環境、体制づくりとあります。この点の二つ目ですが、「子どもが安心してのびのびと成長できるよう、子育て家庭がゆとりを持った、日常生活を営めるよう、支援していきます」という言葉なのですが、これの具体策として、97 ページに、この基本目標の具体的な、こんなことをしていきますというようなところが多分出ていると思う

のです。これはまちづくりなのですが、まちづくりイコール、のびのびと成長できるというのは、公園などを想定していらっしゃるのかなとは思いますが、家庭がゆとりを持って生活を営めるようという、そのゆとりを持った生活というのは、どういったことを対象にして言っているのでしょうか。

もし、ゆとりを持ってということであれば、教育のゆとりの的なものであれば、教育環境のほうに入れるだろうし、経済的な面だとすれば、経済的なところということで、6番の保護が必要な子どもへの支援体制のほうになるのではと思います。この基本目標の4の安全とゆとりのところがどうも結び付かないような気がしています。その辺りはいかがでしょうか。

(柏女会長)

ありがとうございます。大切なご指摘をいただいたと思います。その基本目標と施策にずれがある、座りが悪いのではないかというご意見ですが、どう理解したらよろしいのでしょうか。これは次世代の後期計画からもってきているのですね。

(事務局)

次世代をベースに作ったもので、多分、部会の中で最初に承認をいただいて、こういう状況になっています。目標のところは、確か前々回ぐらいに位置付けています。

(柏女会長)

なるほど。この文章の経緯はどういうものですか。次世代の基本目標とどう関係するか。

(事務局)

そうです。次世代の基本目標をベースに作ってありまして、次世代のほうへその言葉が入っていて、それがそのまま入っています。

(柏女会長)

そのまま持ってきて、こちらのほうにしたという形ですね。

(事務局)

そうですね。次世代計画をお持ちの方は45ページをご覧くださいと思います。新しい計画のほうの基本目標4、子どもの安全を守る生活環境、体制づくりというのが、次世代でいう、4番目の安全で安心な生活環境づくりと、6番目

の子どもの安全を守る体制づくりを一つにしたものになっています。今の内容は、45 ページの 4 番の下から 2 行目です。

(柏女会長)

確かに、そもそもの具体的な意味でのゆとりという感じではないですね。そうすると、もしかしたらここは、子どもが安心してのびのびと成長できるようではなく、子育て家庭が安心して外出できるようというように、こちらが安心して外出できる環境というのを、97 ページのところに入っています。子育て家庭が安心して日常生活を営めるとか、ゆとりではなく安心してとか、そういう形に変えたらどうでしょうか。そのほうがいいかもしれません。安心だと、防犯対策に関係してきます。

(事務局)

確かに、この丸ポチだけが少し異質な気がします。申し訳ございません。

(柏女会長)

安心して日常生活を営めるようということであれば、そうそごはないのではないのでしょうか。

(田中副会長)

最初の安心を、ゆとりのところに持ってきたらいいのではないですか。

(柏女会長)

そうですね。子どもがのびのびと成長できるよう、また子育て家庭が安心して日常生活を営めるよう支援していきます。安心が二つだぶるよりは、そのほうがいいかもしれませんね。ありがとうございます。大切なお指摘をいただきました。では、そこの修正をお願いしたいと思います。ほかはよろしいのでしょうか。

よろしければ、第 5 章事業計画です。これも計画の一番大切な部分になります。ここはかなり国の方針に基づいて、量の見込みや確保方策を継続していく部分であります。本市の大きな特徴としては、先ほど事務局からご説明がありましたように、68 ページから障がいを持った子どもたちのための計画のところ、量の見込み、そしてその確保方策を明確に位置付けたという点は、恐らく他市にはない計画の大切な目玉部分になるかと思えます。大きな特徴ではないかと思えます。全体を通じて、第 5 章についてコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

私のほうから 1 点です。これはどのように考えたらいいのかということで、

事務局にお考えをお聞きしたいと思います。例えば、47 ページのところです。市全域 4 区域の統計というところで、このように計画を充実していきますというのが、27 年度から 31 年度までで挙がっています。例えば、27 年度の 1～2 歳児のところでは 2 引く 1 とあり、188 とありますが、これは確保方策が量の見込みを満たしておらず、足りないということですよね。これがずっと続いていって、31 年度でも 17 名分足りていません。つまり 1～2 歳児は 5 年たっても、17 人分の待機問題が出る可能性があるということを前提として、こういう計画を立てるといふのはありなのでしょうか。本市の場合、急激に伸びているということがあったとしても、5 年たっても、この計画の中では待機児童問題は解決しませんということを前提にした計画の数字を入れ込むということは、この子ども・子育て会議としてもどうなのだろうかという思いがするわけです。この辺りはどのようにしたらいいのでしょうか。

(事務局)

方向性は二つあると考えています。基本的にこの計画の策定に当たりましては、まずその定員と、実際に想定される利用ニーズ、これを直接ぶつけていくという手法を用いなさいという前提になっています。

ただし、保育所の性格としまして、これは是非論は別にいたしまして、弾力的な取り扱いというものがございます。定員を越えて、今現在、120 パーセント以上のお子さまをお預かりしているという実態があるのです。ですから、今、会長がおっしゃっていただいたように、これだけを見ていくと、待機児童が発生してしまうという実態が計画上は出てきます。ただし、実務上は、これは現在もそのようなのですが、この枠というのは、その弾力的な対応として、すべて受け入れていくというような前提を考えています。

ただし、今、二通りあると言ったのは、その実務上の取り扱いをここでどちらかに紹介をして、対応していくという計画にしていくのか、あるいは整備計画ですから、これはゼロを目指していくというように、もう少し整備が大きく出ていく、いずれの方向かが考えられるかと思います。ですから、その方向性をここで決めていただければ、例えば 27 年度というのは、もう来年度のことでございまずので、実際にこれはもう整備が 26 年度に行われています。実質上、ここがゼロになることは難しいことです。ただし、将来的に 31 年度をゼロにするということは、修正は可能ではないかという考え方を持てるのではないかと思います。

もう一つ、方向性として、実態として、その弾力的な手法を用いて、何とか入所はゼロを目指していくという表記を行い、次回、中間年度の見直し時点で、この修正を行っていくこととします。これが考えられる二つの手法であるのかなと思います。

ですから、今の段階で、ゼロというものを目指していくのか、もう一つは修正時点の中間年度で、その動向をもう1度把握し直した上で、将来的な31年度のゼロを目指すことのいずれかということであろうかと思えます。

ただ、ここで前者のゼロにしたとしましても、恐らく中間年度の見直しの際には、また大きな修正が必要になってくるのではないかという気はしています。社会動向や、今、国が目指しているようなもの、例えば消費税が10パーセントに上がったような場合に、景気がどうなっているのか、雇用関係がどのように変動していくのか、これのすべてベクトルがプラス方向で動いた場合に、初めてこの計画が国を中心として回っていくということが考えられます。そうすると、流山市の市民の皆さんも希望どおりに就職が可能になり、雇用が可能になります。すなわち施設のニーズがどんどん生まれてきます。そうすると、ここで描いているものがもう少し足りなくなる可能性もありますし、微修正が必要になってきます。一方では、景気が残念ながら停滞した場合には、これは過剰整備が計画上は疑われます。そこで、中間年度の見直しというものを、国が確保しているのではないかと、われわれは受け止めています。ただ、皆さん方が当然、計画ですからゼロを目指すべきだということであれば、次回までに修正は可能ではないかと思えます。ただ、机上の作業にはなってしまいます。

(柏女会長)

いかがでしょうか。つまり採択の部分については、今でも定員を越えて入所させているということで、この数字はあくまでも定員と量の見込みとの比較ということなので、現状のように定員を越えて入所するという状況が続ければ、確保は可能だということです。いかがでしょう。

もう1点伺います。新しい制度では、この定員を越えての充足については、最低基準を下回らない限りはできるということでしたか。

(事務局)

方向性として、今現在はそのような論調で臨んでいます。27年の入所がもうすぐそこに迫っているわけです。ですから、その環境が、当面という言葉を使っておりますが、維持されていきます。

その是非論というのが、一方では議論がされています。今回、皆さん方に審議をしていただき、きのう、おかげさまで議会で可決をされまして、条例が制定をされることになりました。ここで、確認という行為が発生するという条例が出てまいります。この確認という行為は市が行うわけなのですが、その考え方というのは、あくまでも利用定員というものの内側で行うのが基本的な考え方でしょう。すなわち、弾力的なものというのは、やむを得ない手段であって、なるべく

それは使わないほうがいいでしょう。国はこういう方向性を示しています。

ただ、現実論としては、われわれ流山市を始め、都内などはなかなかその対応が難しいというところが現実だと思います。

(柏女会長)

流山市の場合は、アバウトな平均でいいですが、保育所の入所率は大体、定員をどのくらい上回っていますか。

(事務局)

多い所で 120 です。私立の場合、おおたか、南流山ほとんど 120 パーセントです。ほかのエリアにおいても、100 パーセントは超えております。

(柏女会長)

櫻庭先生の所はどうですか。

(櫻庭委員)

うちもかなり超えています。最低基準を越えた、ゆとりを持った施設を作っているの、定員を越えての受け入れも十分できます。ただ、ゆとりの部分を、定員を増やすという方向にすると、1人当たりの保育単価が下がります。要するに、園の収入が減ることになりますので、一気に定員をその広さに合わせて増やすというようにはなかなかしきれない部分もあり、その弾力的対応で可能な受け入れをしているということです。その 120 パーセントを超えて、今度は幼保連携型になると、ペナルティがあるかもしれないというように今、聞いています。弾力的に対応して、園としては努力をして、待機児童を減らすために受け入れているけれども、収入が減ったときに、果たしてそこまで無理を各園がするかというと、難しい問題があるかなと思います。ここを限りなくゼロにするのが正しいと思うのですが、現実的にはどうだろうかと、言葉を濁すところです。

(事務局)

今、櫻庭委員が言っていたとおり、今回、ここでお示ししている案というのは、現実に近い考え方なのです。計画なのだから、あくまでもゼロというものを基本にするべきだという考え方が一方ではあると思いますので、それは机上で修正することは可能だということになります。

ただ、実際には、恐らく中間年度の見直しの場合には、今、櫻庭委員がおっしゃったとおり、現実とのかい離が生じてくるのではないかと思います。施設がそ

れほど整備以上にお子さまを受け入れているという感じになったのではないかと
ということです。

(田中副会長)

足りないということは、今後、小規模保育や保育ママなど、そういったものを
ちゃんと整備していかないと駄目だということでしょうか。

(事務局)

おっしゃっているとおりだと思っています。ただ、この間の条例整備の際にご
説明したとおり、今、田中委員がおっしゃっている、この新しいサービス体制と
いうのは、3歳未満児だけを受け入れる仕組みなのです。そうすると、その3歳
未満児は3歳になった時点でどこへ行くかといいますと、やはり保育所、もし
くは預かり保育が充実した幼稚園といった選択肢になります。

保育所も実を言いますと、今、3歳の定員というのは、2歳までのお子さまを
定員オーバーして受け入れていますから、3歳の定員枠というのは非常に厳しい
現状でやっているのです。そうなってくると、とにかく解消するために、小規模
を建設するというのも一つの手法なのですが、そのお子さま方の行く先をき
ちんと確保しないとイケないという現実論が出てきます。

実は、これはもう既に、今、流山市内でも認可外の保育所が小規模に移行した
いというようなお話がきておまして、その調整を現在、進めています。ただ、
受け入れる連携保育所というものを確保していかないと、3歳になった時点で、
お子さまたちを預かれる施設がなくなってしまう。その設計も今、事業者の
ほうが非常に現実論として難しい調整をしているといったほうがいかもしれ
ません。ですから、櫻庭さんの保育園に、その連携で、3歳になったお子さまを
例えば6人ぐらい受け入れてくれといっても、実数にはその枠がありませんと
いような現実が、既存の施設には出てきてしまいます。そういうことで、今、
新しい施設をつくっているところと連携をしながら、というような論調で、小規
模の整備を考えています。

ですから、机上、あるいは現実論として、その小規模等の充実というものを奨
励していかなければいけないわけなのですが、その受け皿もきちんと見極めて
いく必要があるのです。キャパがそれぞれの保育所、あるいは幼稚園で確保でき
るか、その実態に即して、市は小規模を認可していかないと、3歳になったとき
に入れられないお子さんが生じるということだと、その保護者の方に一番、不利益が
生じてしまいます。これがもうスタートしてしまう条例ですので、今後の課題な
のですが、行政はそういう視点で、小規模、あるいは家庭的保育事業を認可して
いかなければいけないのではないかと考えています。

(田中委員)

今のお話は、一番知りたいことだと思っています。保育に関して、流山市ではこういう現状で、こういう課題があつて、3歳児を受け入れるような方向で、やはりこれから新しくつくっていく中で解消していこうと思っていますというように感じて盛り込むことはできますか。やはりその話を、小さい子どもを抱えている人は知りたいのだと思います。この数字はこれでいいとは思いますが、ただ、これを見ている人は、なぜゼロを目指さないのかという人も絶対にいると思うのです。だから、やはりそこを流山市ではどう考えているのかという、話を盛り込めないかなと思います。

(事務局)

45ページをご覧いただきたいと思います。45ページの中で、解説をしているわけですが、今、会長および副会長からご指摘があつたようなお話は、ここの中で解説を交えることは可能かなと思います。その前提で、数字は、現状の数字を使うのであれば、中間年度にもう1度、大きな見直しを行います。そういうことは、ここでお断りをするような解説はできるのではないかなと思います。

また、今、田中委員がご指摘いただいたように、私がお説明した内容というのは非常に大きな課題だと思っています。ですから、一般論として、小規模保育が施設として可能になったのだから、どんどんつくるべきだろうという議論が出てくると思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、3歳以降となったときに、きちんとお預かりができる体制が確保できるのかというのは、今後の課題でもあるというところ、皆さん方はその段階で非常に不安を感じてしまうのではないかなという部分があります。ただ、それは現実論として、事実の問題でございますので、それを掲げていかなければいけないのではないかなと思います。それは、もしこの数字でよろしければ、そこをうまく整合させるような表記を使っていきたいと思っています。

(柏女会長)

もう1点、数字確認で伺います。この2号認定のところ、29年度、30年度、31年度と年を追うごとに増えています。3号認定は減っているので、これはこれでいいのですが、2号認定が増えているというのは、つまり待機児童が増えているという見込みですね。29年度が18、30年度が94、31年度が142というように、年度を追うごとに増えています。これはどのように評価したらいいのでしょうか。

(事務局)

これはまさしく、今、申し上げた、弾力的な受け入れ状況を、今後、施設がどんどん増えていきます。そうすると、例えば 30 名定員の所に 40 名入っていただけのような施設というようなものが 10 施設増えれば、それだけで 100 名出てくるというカウントの仕方なのです。ですから、現実論としては、櫻庭委員がおっしゃっていただいた現実が、この数字の背景にはあるわけです。既に、櫻庭委員の保育園でも、例えば通常、3 歳児、4 歳児の定員が 30 名だとしますと、2 歳児も既に受け入れているので、それがもう既に 40 名のクラス編成になっているのです。そういう実態が一つの園で、例えば 10 名プラスになれば、それはすべての園とは申し上げているのではないのですが、10 施設固まると、その定員を超えた人数が 100 名になってしまいます。そういう現実論がここには出てきているというような図式になるのではないかと思います。ですから、これが非常にわれわれも歯がゆいところで、自治体の考え方次第なのです。われわれがこの間、A3 版でご説明しましたのは、施設のこのくらいの規模のものをいくつつくるといような現実論で、今、設計をしています。

ただ、ほかの自治体においては、とにかくここでゼロを目指すということで、施設規模を考えずに定員枠を設定している所があります。そうすると、計画自体が現実論からかなりかい離してしまうのです。一つの施設を作っても、収容力がないわけです。ですから、われわれは、約 120 人定員規模、あるいは 150 人規模の施設を何年次にいくつつくるといようなものを設計しながら、ここに反映させてきているのです。その中で、今、少し定員をオーバーしたものはどうするかというと、弾力的な扱いをしていって、それで積み上がったものが、この数字だということになるのです。

ですから、田中委員がご指摘いただいたように、今、この設計思想をここで説明をしていないので、会長がご指摘いただいているような、マイナスで待機児童はどうなるのだという計画のシナリオになっているのです。

ですから、このまま使うとすれば、当然そこはこういふことで、現実ではこのマイナスはそういう手法の中で解消できると考えているといようなコメントは必要ではないかと思います。

(田中副会長)

この表の見方ですね。表の見方の解説。

(柏女会長)

解説が必要ですね。

(事務局)

この間、実は A3 版のものを出して、われわれが作ったもののほうが、説得力があるのではないかという気がしたのです。何年次にいくつの規模のものをつくっていきます。それで入らないものは、その弾力的な扱いをしますという解説をさせていただいたわけです。ですから、皆さん方の頭の中には、おおむねそういう想定がされていますので、これを見た場合に、そのマイナスというのは、そういう仕組みで解消されるのではとご理解をいただける部分ではあると思います。

ただ、これを直接見た場合には、田中委員がご指摘のとおり、このマイナスはどうするのかという疑念も出てくるでしょう。

(柏女会長)

分かりました。そうすると、45 ページに、今、部長がおっしゃったような、この図表の見方についての、あるいはその流れの答申についての説明を入れていただきます。体制の確保の内容ですから、ここに 5 番としてもいいですが、それを入れていただいて、そしてそれぞれの地区の確保方策についても、市民の方からの関心も高いところです。ですから、確保方策の内容についても、弾力運用の話や、中間点の見直しは前のところに入れてもらうとしまして、それぞれの地区の確保方策のところについても、弾力運用等についても入れていただくという形にしまして、現実的には待機児童は生じないような、あるいはそれを提唱していくような方法を講じていくというスタンスを明示していただくようにしましょうか。

(事務局)

今、会長からご説明いただいたところなのですが、最終的にはこれを答申としていただいて、そういう形で市民にお示しするのがいいのか、あるいは現実論として、やはりゼロを目指すのがいいのかということは、実をいうと、内部でもまだ消化をしきれていないものになるかと思います。計画上、市民の皆さんすべてに一番ご理解いただけるのは、ゼロになる計画だということだと思います。最終案をお示しする前に、内部で、市長、副市長も含めまして、答申をもう 1 度整理をさせていただきます。場合によっては、31 年度にはゼロにするような施設整備を考えていくのも一つの方法です。もしくはこのままいくとすれば、今、会長が整理をしていただいたような内容で、ここに解説を加えていきたいと思えます。

これは預かりということで、もう 1 度、再精査をさせていただければと思います。

(柏女会長)

そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。ぜひ、これについては、市民の方々にしっかりご説明できる方法にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。これは放課後児童クラブも確か同じではなかったかと思います。

(事務局)

そうですね。

(柏女会長)

そうですね。これについても併せてということをお願いしたいと思います。そのほかはいかがでしょうか。

(吉川委員)

字の間違いがあります。54 ページです。

(柏女会長)

ありがとうございます。当事者はなかなか気が付かないですね。

もう1点です。69 ページの(5) 障がい児相談支援です。ここで、事業の概要のところ、障がい児の利用計画を作成するということは、指定相談支援事業所の指定を受けるということですが、これはつばさ学園がということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(柏女会長)

では、つばさ以外にはないのですか。相談支援事業所の指定を受けている所は、現在のところはつばさ以外にはないのですか。

(事務局)

はい。

(柏女会長)

そうですか。どこがそれをやるのかということは書いてないのですが、それは

いいのですか。今、私はつばさだろうかと想像していただけなのです。

(事務局)

障害者支援課が所管しておりますので、そこは再度、確認します。

(柏女会長)

そうですね。どこが指定を受けるのか、どこでやるのか。

(鈴木委員)

私の記憶で、もし間違えていたらすみません。69 ページの保育所等訪問支援というところは、幼稚園も入っていたような記憶がありますので、その辺りの確認をお願いします。

(事務局)

分かりました。

(柏女会長)

これは保育所等の等に入れているのでは。

(鈴木委員)

等ということで、幼稚園も入ることなのでしょうか。

(柏女会長)

これは放課後児童クラブもそうですよね。

(事務局)

本来は含まれていると思うのですが、そこの表記の仕方を含めて、確認します。

(柏女会長)

そうですね。ぜひご確認をお願いします。ほかはどうでしょうか。

(櫻庭委員)

68 ページから始まっている、27 年度の量の見込みのところの数字というのは、26 年度の実績にプラスして、この見込みで数字が入っているものなのか、教えていただけますか。

(柏女会長)

この見込みの数字の根拠ですか。

(櫻庭委員)

はい。

(事務局)

おっしゃるとおりです。26年度を母体にして、そこに今後の児童の人口推計などを勘案して、前回、A3版でお示ししたとおり、まず基本的なニーズ量を出して、それに対する補正を行い、それに対する必要量を勘案して、施設の整備実態を計画化しているということです。

(柏女会長)

よろしいですか。

(櫻庭委員)

はい。

(柏女会長)

では、第6章に移りたいと思います。第6章は、これまで流山市で進めてきた事業について、引き続き充実をさせていく、その方向性を提示した上で、重点事業を73ページに一覧にしたということになります。

(岡本委員)

74ページの子育てを支援する地域づくりというところで、12番の星印が付いている、幼保一元化というのがあります。これは重点項目ということなのですが、なかなかこの辺りの話し合いがどうなのかというところがあります。私、一個人の話ではないところがありますので、市のほうとしては幼保の一元化を進めています。先ほどの5章の、例えば幼稚園については、施設型給付を受ける幼稚園の移行、そして預かり保育の充実、認定子ども園への移行も促進するというようになっています。その辺りがまだ十分に幼稚園側と市のほうで話しこまれていないのではないかと現状があるわけです。この文言を入れたときに、他園の理事長も園長もいたとき、どう思うかというところが難しいところだと思います。多分、大部分の幼稚園経営者はやはり、学校という部分に重きを置いています。やはり3、4、5歳からのその教育というところの重要性をかなり意識していますので、その辺りが難しいところかなと思います。

(柏女会長)

この辺りは、ぜひ今後、事業者側としっかりと詰めて、意見交換なども個別に進めていただければと思います。岡本委員のお立場もありますので。

(事務局)

二つの視点が確かにあると思います。国の論調があって、一方では、流山市だけではないと思いますが、その地域の実情、あるいは事業所サイドの実情があるわけです。ですから、計画は先ほどの事業量の話ではないのですが、市民サイドから見た部分で、どういう形で流山市はその事業者とスタンスをどのように向けているのかというの、やはり重要ではないかと思っています。ですから、事業者の皆さま方には懇切丁寧にこれからご説明はしたいと思っておりますが、その説明をしていること自体、幼保一元化の方向性を考えているということで、非常に重要な話し合いになるのではないのでしょうか。そういう意味からも、重点施策には位置付けておく必要があるのかなと思います。結果はまた別だと思えます。そのような説明を加えていきたいと思えます。

(岡本委員)

幼稚園側の立場上の話ですが、例えば、3、4、5歳児も預かっているわけですが、3歳児だと定員が少ないのです。先ほどの話ですと、3歳児の入れをどうしようかという話になるわけですね。そうすると、例えば3歳児クラスについてはひとクラス30人なのです。20人以上いた場合は、2人以上の職員がついてということで、それで30人は許可されます。4歳児になると、これは35人になります。例えば、そういうところを、3歳児の受け入れ先がないような自治体においては、3歳児の定員が30人を超えた場合、35人までにはなりますが、例えばもう1人助手を付けると、35人まで弾力的に受け入れができるということになりますと、ひとクラス5人ずつは多く受け入れることができるわけです。そういったところも、国とのやり取りの方法があるのではないかという感じです。

(柏女会長)

分かりました。この幼保一元化、あるいは幼保連携型認定子ども園の整備という点については、基本方向としては、ここに書かれている方法を、子ども・子育て会議としてはぜひとも事業者側と丁寧なやり取りをしていただいて、それを促進していくために何が必要なのかといったことも、また施策の中に生かしていくということを確認した上で、この表記についてはご了承いただくということで、岡本委員、よろしいでしょうか。

(岡本委員)

はい、分かりました。

(柏女会長)

ぜひ話し合いを進めてやっていきたいと思います。ありがとうございました。

(櫻庭委員)

今のことに引き続いてなのですが、幼稚園でも保育園でもそうだと思うのですが、弾力的運用とか、そういうことで、数を確保していくことと同時に、やはり人数が増えるということは、子どもに負担がかかるということが伴っているのです。やはりそこに職員がきちんと入りきり、施設の広さがきちんと保たれているといった、子どもの安全、保育の質の低下のないよう、そこはぜひ心していただけたらと思っております。よろしくお願いします。

(柏女会長)

ありがとうございます。

(田中副会長)

今さらなのかもしれませんが、今の話に引き続いた話です。学童の話を随分していたと思います。小学校に上がる人の人数というのも、結構な数が上がりますね。今、南流山地区で南流山小学校の隣に大きなマンションができるなどしています。この間、校長先生がお話ししていたのは、6年後には8クラス、10年後には15クラスぐらいになってしまうというような話がありました。それで、みんな驚いているような感じになっています。その辺りのことを書かなくてもいいのかと思っているところです。学童だけの問題ではなくて、先ほど櫻庭委員もおっしゃったように、人数が多くなるということは、用地を買う買わないの話も出てはいますが、学校もスペースも限られているわけです。それについて書かなくてもいいのでしょうか。

(事務局)

現実論をお話ししますと、学校施設というのも確かに拡張しなければいけない話なのです。その見込み等も、どの時点で計画に位置付けるかというのが、やはり大きな議論の焦点なのです。ですから、今現在で、他の計画で、あるいは学校の計画で、まだ公表、あるいは位置付けがされていないところを、行政的な発想で非常に申し訳ないのですが、今、この計画で位置付けるのは、学校に関しま

しては厳しいのではないかと思います。ですから、側面的に南流山は人口が増えていくということと、それから就学前児童もかなり増えて、保育所も整備しています。間接的に学童クラブの整備も急務だということを訴えています。その背景には、学校の拡張というものが、当然、必須条件だということなのです。

ただ、その学校に関する整備を何年次にこのようにやっていくということは、申し訳ないですが、描けないのです。ただし、中間年次であれば、それは何とか計画が、恐らく今年度では厳しいかもしれませんが、次年度辺りには大きな計画として、行動をしていくという段階に入ってきています。ですから、そこの 27 年度を契機とした段階で、28 年度に大きな見直しをする段階で、ここに描くことは可能なのかもしれません。障がい者の計画と整合させたように、そのような整合が図れるのではないかと思います。ただ、今は厳しい段階であると思います。場合によっては、その辺りの答申書の中で、そういうものも懸念されるというような項目を入れていただくのは、やぶさかではないかと思います。

(田中副会長)

3 年後の見直しのときに分かるようなものがあるといいかなと思います。

(事務局)

非常に重要なお話なのですが、ここに書くのは時期尚早ではないかと思いません。

(岡本委員)

学校の場合、学区の変更というのもありますよね。

(田中副会長)

でできますよね。

(柏女会長)

いろいろな問題が発生しますから、難しいところですよ。

ほか、第 6 章はよろしいですか。時間の関係もありますので、よろしければ、第 7 章に移りたいと思います。

第 7 章については、先ほど事務局からご説明がありましたが、この計画の進行管理のところ、ここに書いてあること以外に、一定のアウトカム評価です。流山に住んでよかったという人が何パーセントで、それがどう増えていっているのかといったことの調査を行って、アウトカム評価を実施して、そしてそれを計画の進行に生かしていくということを新たに追記するというのが、ご説明

としてもありました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど岡本委員がおっしゃったことは、この国、県への要望の中の1番、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業に対する財政措置の拡充という中に包含するということよろしいですか。

(岡本委員)

はい。

(柏女会長)

櫻庭委員の意見もそうです。よろしければ、資料編についてです。私から1点です。119ページの計画策定の経過についてです。これは10月の6日は8日に変わっていただくとして、17日が一応、最後の答申という形になります。その後、こういう政策調整会議、庁議、パブリックコメント等々があって、多少、行政的に変わるということもあるかと思えます。議会もありますし、その後でも、あるいは議会に出す最終案でもよろしいのですが、1度開いていただけませんか。そして、そこで、われわれが出した答申が変わったのか、変わらないのか、私たちには私たちの願いがありますので、そこをお知らせいただくということで、1回、開いていただけますか。

(事務局)

後ほどお話しさせていただきたかったのですが、実は当該会議、子ども・子育て会議が、今、諮問させていただいている計画の策定以外に、もう一つ大きな課題として出てくるのが、保育料の関係があります。保育料については、実はまだ国から示されているもので、流山市の保育料をどのようにしていくかというのは、原案としてはまだまとまっていません。実は、流山市は、市民参加条例というものがあまして、審議会、あるいはパブリックコメントで、この保育料に関する市民の意見も聴取しなければいけません。そういう観点で、次期諮問といたしまして、保育料に関すること、これは施設給付型に移行する幼稚園の保育料も含め、あるいは小規模型の保育所といったものも含めたものの料金を審議をしていただく過程が出てきます。

そういう中で、今、会長がおっしゃっていただいた、非常に重要な結果として、例えばパブリックコメントの内容についてのご報告なども踏まえて、会議の中では報告をさせていただきたいと思えます。

(柏女会長)

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、また全体に戻って、全体を通じて。

(小川委員)

先ほど言うのを忘れてしまいました。第6章の107ページです。学童クラブの活用のところの一番上から3行目、「指導者養成研修」というのは多分、この間、私がそういうことを市のほうで行わないのですかということをお話したので、ここに書かれているのだと思います。きのう、資料が届きまして、指導者研修のほうは県単位ということを書かれていたのです。ですので、市でも行えるということは書かれてありますが、流山市がこの養成研修をやるのか、それとも県に任せるのかというところで、この書き方が少し変わってくるのではないかと思います。その辺りのところをご検討いただければと思います。

(柏女会長)

放課後児童支援員のほうは県単位で、市もやれるという形です。恐らくあちらの補助員のほうは、今、検討されていますが、都道府県か、市町村という形になりそうなので、入れておいても大丈夫だと思います。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、一つ一つ確認をすることはいたしませんけれども、いくつか提案が出ましたので、それについて事務局のほうで早急に詰めていただいて、その上で、できれば来週の17日の金曜日が最終の会議になりますので、そこに向けて、事前に委員の方々にお届けしていただきたいと思います。そのときには、どの辺りが変わったのかというのを、説明を入れておいていただければ、ありがたいと思います。よろしく願いいたします。では、計画案については、それでよろしいでしょうか。

では、続きまして、答申書案についてお諮りをしたいと思います。では、答申書案について、事務局として、今、ご用意いただいているもの、これまでわれわれのほうで出した意見も踏まえた上で、答申書案を作っていただいております。それについて、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

《説明》

(柏女会長)

このような答申案です。これまでに出了意見を含めて、事務局のほうで仮案として作成をしていただきました。何かご意見はございますでしょうか。今、この会議で出ていたもので、この答申の付帯意見として入れたほうがいいのではないかと思います。私を、私のほうでいくつか拾いましたので、申し上げてみたい

と思います。

まず、第1点は、子育てのための情報提供についてです。情報提供について、ホームページ、その他、電子媒体の活用を通じて、周知を図ることがとても大事だという意見が、審議委員の方、副委員長からも出ていたかと思います。これが1点目です。文章は事務局で今後ご検討をいただきたいと思います。

それから順不同ですが、2点目です。量の拡充が必要だということは、流山市の場合は本当にそれが必要ですが、それに伴って、質が低下するということはあるのではないということが、岡本委員、それから櫻庭委員のほうからも出ておりました。量の拡充とともに、それが質の低下につながらないようにしていくということになるかと思います。これが二つ目の追加内容になるかと思います。

それから三つ目は、特定教育・保育施設の定員についてです。定員については、中間年度見直しについて、3番に書いてあります。長くなりますが、見直しの際に、「第6章施策の展開の事業、数値目標の設定を検討すること」の次か、その前に、「保育所の定員に特定教育・保育施設の定員については、中間年のときの見直しの時期に、さらに詳細に量の見込みを行った上で、整備を充実させていくこと」といったような意見も入れたらどうかということです。

そして、4点目は、学校の問題です。学校の増設等について、文章をどうしたらいいのかは分かりませんが、そこについても触れていただきたいと思います。

以上、4点ぐらいを入れたほうがいいのかと思います。いかがでしょうか。委員の皆さま方にもお伺いをしたいのと、それから事務局のほうに、よろしいかどうかをお伺いしたいと思います。

(岡本委員)

4点目は学校についてですか。

(柏女会長)

学校の増設です。南流山地区や、おおたかの森地区もあるのでしょうか。私もそこまでは分かりませんが、それについて何らかの言及をするということです。具体的な文章等については私も分かりませんので、事務局にお任せをしたいと思います。その4点です。よろしいでしょうか。事務局のほうもよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(柏女会長)

では、それ以外に何か付け加えることはありますか。

(事務局)

もしあれでしたら、また皆さま方からメールで頂いて、私どもで整理をさせていただいて、あとは会長、副会長に一任していただいて、それを採択するか、否か、判断をしていただければと思います。この場で考えていただいても、なかなか浮かんでこないものもあるのではないかと思います。

あとは、今、会長が整理していただいたとおり、もうここに盛り込んでいるようなことを、付帯意見として重複して載せるというのはなるべく避けたいと思います。それが一般的な考え方だと思っております。ですから、それ以外で、ここで議論をして、積み残しになっているような課題やそういうものを付帯意見としては採択するのが妥当ではないかと思います。これは一般論として、申し上げておきます。そういうものがあれば、送っていただければと思っております。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。また第 3 次案といいますか、最終案が皆さまの所に届くと思います。それをご覧いただいた上で、また当日、来週からご意見をちょうだいする形になります。また答申案についてももうほぼ固めたいと思っておりますが、次回、微修正が可能だということをございます。可能ですね。

(事務局)

はい。

(柏女会長)

可能ですので、追加意見等があれば、そこに入れていくという形にしたいと思います。

(事務局)

多分、また郵送ではなくて、ご自宅のほうへお持ちするような形になるかなということを考えますと、事務局としての本音を言えば、できれば今週というのが正直なところかなと思います。

(柏女会長)

この第 2 次案と答申案についての意見ですね。こちら側からの意見ですね。分かりました。10 月 10 日までに意見をということですね。きょうお休みになった藪本委員からは何かご意見は出ていますか。出ていませんか。では、藪本委

員のほうにもお伝えいただいて、こんなところが修正になったという概要だけをお知らせいただいた上で、10日までにということ伝えてください。それから、今日急きょご欠席になった相馬委員と、それから仲宗根委員にもよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

申し訳ありません、1点です。今回、修正をいたしますと、答申案に向けての最終調整ということになろうかと思ひます。したがひまして、17日の日には、きょう行っているような議論で、ここをこのように修正したらいいというような、かなり厳しい局面になるのではないかということでござひます。時間がないところで非常に申し上げづらひなのですが、お気付きの点があつたら、今週末までに可能な限り消化をしていきたいなと思ひます。それで17日の日は、おおよそその修正したところを再度確認していただいて、答申案として決定をしていただければという段取りの中で進めてまいりたいと思ひております。よろしくご理解をいただければと思ひます。

ただ、先ほど課題になりました、マイナス表記にするのかどうかというのは、今、ゆだねられているところでござひます。それに向けて、修正案が回答という形になってしまうと思ひます。それはご理解をいただければと思ひます。

(柏女会長)

そういうことでよろしいでしょうか。

では、そこについては、今、お話は幹部を含めて、ご検討をさせていただけるという話ですので、それをもって最終案とするということにさせていただきたいと思ひます。

さて、全体を通じて、今、第2次案、それから答申書案について修正、追加についてのご意見をちょうだいしました。まずは、それについて、追加の意見は大丈夫でしょうか。今ここで言っておかなくて大丈夫ですね。

それでは、もう1点です。それ以外に、この計画案、それから答申書案以外に、この子ども・子育て会議に関係することで何かございましたら、お願ひしたいと思ひます。

では、私のほうから1点です。前回、ご承認をいただいた、子ども・子育て会議のメンバーでこの答申に際してメッセージを送って、そして先ほども意見も出ていましたが、この計画について十分PRしていきますと。そのPRをしていく冊子、概要版のような物を恐らく市のほうでお作りになると思ひます。そこに、皆さま方のご意見を数行ほど入れていければと思ひています。概要版は恐らく、答申が全部まとまってからというお話になると思ひます。その少し前ぐらいの

段階で、事務局のほうから皆さま方にメッセージのご寄稿を依頼するか、あるいは次々回の子ども・子育て会義を2月か、3月になるでしょうか。

(事務局)

保育料の関係はそんなに時間を空けないでやらないと、間に合わないかなと思っております。

(柏女会長)

そうですか。

(事務局：部長)

その辺りは、また調整させていただきます。もしくは、10月は少し厳しいかとは思いますが、11月くらいには。場合によっては、パブリックコメントをかける手続きがございますので、原案が今、思案中でございますが、なるべくそんなに時間をかけないで、議論がまとまるようにはしたいと思っております。10月中、もしくは11月の頭くらいにその議論の諮問をさせていただき、何回かに分けて議論が必要であれば、必要な回数を駆け足なのですがやらせていただければと思っております。ですから、今、会長からご提案があったものも、その後、まだいろいろ消化をしていくような課題もあろうかと思っておりますので、われわれのほうからまた、整理をさせていただいて、時期的なものをお示しできればと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。また、メール等を使って、今、会長にご提案いただいたことも、皆さま方に伝達することは可能かと思っております。その辺りもお含みおきをいただければと思っております。

(柏女会長)

では、いずれかの時期に、事務局のほうで概要版等を作っていくような時期に、皆さま方にメッセージを寄せていただくというようなご依頼が事務局からあると思っております。ぜひ、またそれにご協力をよろしくお願いいたします。そのほか、特にございませんでしょうか。

それでは、きょうの会議は議題が終わりましたので、これで終了とさせていただきます。皆さま、ご協力ありがとうございました。